

# 道路自費工事の申請にあたって

## ・道路自費工事とは…

道路法上の道路を、私有物件により形状変更するものをいいます。

※ 道路法上の道路でないものは、各々の管理者（私道—私人、市道認定前道路—市管財検査課など）が窓口になります。

※ 私有物件は、工事完了後は寄付され、道路管理者が所有管理します。

## ・道路自費工事の申請手続きは

自費工事の施行前に、行います。各2部提出してください

〔1〕申請書 必要事項を記入して下さい。  
「工事等を必要とする理由」は、詳細に記入して下さい。

〔2〕添付書類

- ・位置図 住宅地図等。申請場所は赤色で明示してください。
- ・字絵図 土地所有者を明記してください。
- ・平面図 一体利用地が把握でき、工事の目的が分かるものとしてください。  
工事箇所は赤色で明示してください。官民境界を明示してください。
- ・構造図 設置する構造物全ての構造図を添付してください。
- ・断面図 現況線と計画線を明確にしてください。舗装構成を含め構造物の名称、寸法を記入してください。
- ・縦断図 勾配、敷高を明記してください。
- ・写真 申請箇所を明示してください

## ・道路自費工事の許可は

通常1週間～2週間で決定されます（不可決定も同様です。）

許可書…1部（許可申請書のうちの1部が戻ってきます。）

※ 周辺に影響がある、他の申請と調整が必要なもの等は、相当の日数を要する場合があります。（事前にお知らせします。）

※ 場合により、工事施行条件が付されることがあります。（隣地承諾など）

※ 自費工事基準は、市の例規で定めるもののほかは、原則として岐阜県の自費工事基準を準用します。

## ・自費工事許可後の手続きは

(1) 工事完了後に工事完了届（工事状況写真を添付）を提出していただきます。

(2) 完了検査の結果により再工事の指示をすることがあります。

(3) 完了承諾後承認後においても、一定期間内（一年間）に施工不良による不具合が生じた場合には、申請者の責任において補修していただきます。

自費工事（承認・許可・変更）申請書

令和 年 月 日

可児市長様

〒

住所

申請者

氏名

〔法人にあっては名称及び代表者氏名〕

TEL

（施工者連絡先）

次のとおり工事等の設計及び実施計画について 許可・承認 を受けたく申請します。  
記

工事等の場所	可児市	地先
工事等の種別		
工事等を必要とする理由		
工事等の実施方法	直営・請負	
工事等の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
概算工事費		
その他		

可児市指令用第 号の

上記の申請を 許可・承認 します。ただし、別紙の条件を守ってください。

令和 年 月 日

可児市長

印

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、可児市長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴えをするときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、可児市を被告として（訴訟において可児市を代表する者は可児市長となります。）、提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決裁のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、当該審査請求に対する裁決に不服がある場合は、岐阜県知事に対して再審査請求をすることができます。

注 申請書は、2部提出すること。

※ 添付書類（2部） 位置図 平面図 横断図 字絵図 縦断図 構造図 承諾書 写真